

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アドベンチャー			コード	6030
提出日	2024/10/11	異動（予定）日	2024/9/30		
独立役員届出書の提出理由	・独立役員である平山純理氏が2024/9/30で取締役退任のため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	三島 健	社外取締役	○							△								有
2	雷 蕾	社外取締役	○													○		有
3	永田 ゆかり	社外取締役	○													○		有
4	児玉 尚人	社外監査役	○													○		有
5	角田 千佳	社外監査役	○													○		有
6	小椋 明子	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社主要取引先であるグーグル合同会社の業務執行者でしたが、同社退社後1年以上経過しており、当社の経営に影響を与えるものではありません。	オンライン旅行業を中心とした事業会社において指導的役割を歴任し、豊富な経験と専門的知見を有していることから、当社の経営基本方針の決定及び業務執行の監督などの役割を十分に果たしており、当社の業務執行を監督する適切な人材と判断しております。また、同氏は、独立性基準には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。
2	—	証券市場に関する豊富な経験及び企業経営に関する知見を有しております。これらの経験や知見を活かし、当社の事業方針の決定等に十分な役割を果たしており、当社の業務執行を監督する適切な人材と判断しております。また、同氏は、独立性基準には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。
3	—	企業の経営者としての経験、実績、技術をはじめとした各領域での専門性を有しており、当社の経営基本方針の決定及び業務執行の監督などの役割を十分に果たしており、当社の業務執行を監督する適切な人材と判断しております。また、同氏は、独立性基準には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。
4	—	会計士としての抱負な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分は見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行しており、当社の業務執行を監督する適切な人材と判断しております。また、同氏は、独立性基準には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。
5	—	企業の経営者としての経験、実績、技術をはじめとした各領域での専門性を有しており、また、他社の社外取締役及び社外監査役としても企業経営に関与されていることから、当社の経営基本方針の決定及び業務執行の監督などの役割を十分に果たしており、当社の業務執行を監督する適切な人材と判断しております。また、同氏は、独立性基準には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。
6	—	会計士としての抱負な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分は見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行しており、当社の業務執行を監督する適切な人材と判断しております。また、同氏は、独立性基準には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。